



産業創造資金 事業承継支援貸付

この資金の特徴

- ☑ 事業承継を行う方向けの資金です。
- ☑ 議決権株式等(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の認定を受けている場合に限り。)や土地の取得資金も対象となります。

次のような方におすすめです

- 事業承継を行う方、法第12条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の認定を埼玉県知事から受けている方。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1億円	1億円
		設備・運転併用の場合は、合計1億円	
利率	5年超10年以内	年1.7%以内	令和7年10月1日現在の利率です。 (固定金利)
	3年超 5年以内	年1.6%以内	
	1年超 3年以内	年1.5%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要。 対象者要件1(イ)、又は事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる(対象者要件1(イ)を除く。)	

資金使途

設備資金	運転資金
認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等(土地及び申込時において設置済みの設備を含む。)	法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受けた事由のため必要なもの又は事業用資産等(ただし、次の(ア)~(ウ)を除く。) (ア)相続税又は贈与税の納税資金 (イ)他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金 (ウ)遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金

ただし、区分1のアについては、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金

融 資 対 象 者

産業創造資金・事業承継支援貸付は次の全てに該当する中小企業者(会社法上の会社)を対象としています。

1 次のア～ウのいずれかに該当する。【所管】埼玉県産業支援課

- ア 法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者
- イ 法第12条第1項第1号ハの認定^(※1)を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入がないもの
- ウ 法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人

※1 法認定及び保証協会への保証申込時点において、一定の財務要件を満たす必要があります。

2 信用保証対象業種^(※2)を営んでいる。

※2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる^(※3)。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない^(※3)。

※3 みなし中小企業者(要件1アの認定を受けた会社の代表者又は1ウの認定を受けた事業を営んでいない個人)の場合、県内1年以上同一事業歴は不要。かつ、納期限が到来していない場合には納税要件の確認も不要。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等(★)	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し(★)	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し(★)	・必要な業種の場合
特約書(ひな形：県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・法による認定書・認定申請書・認定申請の提出書類の写し ・保証協会所定の財務要件等確認書(要件1イの場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi>



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。